

第2編 公共施設緑化ガイドライン

第1章 公共施設緑化ガイドラインの流れ

公共施設は地域のみどりの拠点や軸であるほか、不特定多数の市民が日常的に利用する場であることから、身近に目に触れ、感じることでできるみどりを計画することが重要です。そして設置する公共施設の役割や目的に応じてみどりの機能や効果を最大限に活用し、豊かなまちづくりの核として市民に愛される施設を整備していく必要があります。

当ガイドラインでは、みどりを多く創出するため量としての緑化基準を定めるとともに、みどりを多く感じられる緑視の向上の推進また、その実現に向けた緑化推進の手続きを定めるものです。

〈ガイドラインのスキーム〉

